

第18回「兵庫県森林整備士」 養成講習受講者募集のご案内

(一社)兵庫県林業会議内
「兵庫県森林整備士」養成講習事務局

(目 的)

立木の伐採等森林整備に携わる者を対象に、高齢林の間伐や伐採木を利用した簡易な土留め柵工等(以下「森林整備」という。)の知識、技術の取得と社会的地位の向上、併せて林業労働災害防止を図るため、森林整備にかかる技術者養成講習・試験を実施し、試験合格者を「兵庫県森林整備士」として認定いたします。

1 養成講習及び認定試験開催日時

養成講習	学科	令和2年12月3日(木)	8時45分から17時30分まで
	実技	令和2年12月4日(金)	9時から17時30分まで
認定試験	学科	令和2年12月8日(火)	10時から12時まで
	実技	令和2年12月14日(月)	10時から順次実施

(実技試験詳細については、学科試験合格者に通知いたします。)

※詳細な時間割、内容等は、別紙1、2のとおり

2 養成講習及び認定試験開催場所

学科：中はりま森林組合 神崎郡神河町寺前251
TEL 0790-34-0012 (播但道神崎南インターより車で西へ約10分)
実技：神河町内 (場所の詳細は未定なので、後日、受講票とともに通知いたします。)

3 受講資格等 (①～③すべての条件を満たすことが必要です)

- ① 旧安衛則第36条の第8号に基づく「伐木等の業務に係る特別教育(いわゆる「チェーンソー作業従事者特別教育」)を修了した者で、修了後、兵庫県内における伐木作業の実務経験を5年以上有する者、なおかつ新安衛則に基づく補講を修了した者であること。
- ② 過去1年以内の振動障害健康診断結果が優良であること。
- ③ 森林整備士の受験時点で満65歳未満であること(満65歳で失効します)。

4 受講・受験の申込要領

① 申込書の請求方法

申込書は所定のものが必要です。事前申込みをされていない方で、申込書用紙をお持ちでない方は、下記事務局へメール、FAX等により請求ください。

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-18 (一社)兵庫県林業会議 内
「兵庫県森林整備士」養成講習事務局 宛
TEL: 078-351-3341 FAX: 078-351-3383
Email: ringyoukaigi@arrow.ocn.ne.jp

② 申込方法

①で入手した「兵庫県森林整備士」養成講習受講・受験申込書に次の書類を添付して上記事務局宛に申し込んで下さい。

【添付書類】

ア) 振動障害特殊健康診断書の写し

(過去1年以内の振動障害健康診断結果が優良のもの)

申込期限までに診断結果を入手できない場合は、その旨連絡下さい。

イ) チェーンソー等伐木作業従事者証明書

(証明者は事業主とし、従事期間を明示し、代表者印を押印すること。)

また、証明する事業主が2者にわたる場合は、それぞれの事業主の証明とし、それぞれ代表者印を押印すること。）

- ウ) 旧安衛則第36条、第8号の特別教育修了者並びに新安衛則に基づく補講修了者である証明（修了証の写し等）
- エ) 受講料・受験料の振込書の写し
- オ) 写真 縦3.0cm×横2.5cmで3ヶ月以内に撮影したものを2枚(1枚は申込書に貼付、1枚は同封(写真裏に氏名を記載)してください)。

③ その他

- ア) 学科試験の不合格者は実技試験を受験できません。
- イ) 事務局の都合により中止した場合のみ受講料等を返還致します。受講者の都合により欠席した場合や、学科試験不合格により実技試験を受験しなかった場合等については受講料・受験料の返還はいたしません。
- ウ) 学科試験のみの合格者(実技試験不合格者)については、学科試験合格票を発行し、次回の養成講習及び認定試験のうち学科試験を免除します。ただし、有効期間は次回開催の認定試験までとします。
- エ) 筆記用具は各自準備して下さい。
- オ) 学科講習用の教科書は当日配布いたします。

5 受講料、受験料の振込

- (1) 受講料・受験料 50,000 円 (テキスト代を含む)
- (2) 受講料・受験料の振込先

三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通 3270096
口座名 一般社団法人 兵庫県林業会議

(読み：いっばんしゃだんほうじん ひょうごけんりんぎょうかいぎ)

6 養成講習及び認定試験の申込受付期間

令和2年10月5日(月)から11月6日(金)まで (令和2年11月6日の消印有効)

7 認定証・修了証の交付

認定試験の結果、満65歳未満の合格者に対して「兵庫県森林整備士」の認定証を交付します(満65歳で失効します)。

また、養成講習を受講された方には、伐木等業務従事者安全衛生教育受講の修了証を交付します。

8 合格通知

令和3年2月末頃までに本人宛送付します。

9 その他

- (1) 実技講習並びに実技認定試験の際のけが等に関しては、傷害保険等に加入しておくなど各自の責任において処理して下さい。
なお、チェーンソーは普段使用しているものを用意し、その他道具・工具・燃料のほか、ヘルメット、防塵メガネ、防護衣、手袋、安全靴などの装備についても各自で用意してください。
- (2) 受講料・受験料を振り込みいただいた後でも、申込者が15名未満の場合は延期又は中止することがありますので、あらかじめご了承ください。なお、この場合の受講料・受験料は返還いたします。
- (3) 申込者が30名を超える時は、申込書の受付け順により30名までとします。

別 紙 1

【養成講習のカリキュラム】

1 学科講習（令和2年12月3日（木） 8時45分から17時30分まで）

科 目	内 容	時間
治山事業と森林整備	(1) 山地災害と治山事業 (2) 丸太柵工の目的と施工方法 (3) 災害に強い森づくりや路網整備	1.0
間伐作業	(1) 兵庫県の人工林 (2) 間伐の目的 (3) 間伐の方法	1.0
伐木作業の特徴と作業の安全	(1) 伐木、造材作業の安全 (2) 大径木、偏心木等の伐木及びかかり木の処理	1.5
チェーンソーの特徴と保守管理	(1) チェーンソーの特徴と保守管理 (2) チェーンソー取扱作業の安全 (3) チェーンソー取扱作業時間の管理 (4) チェーンソー及びソーチェーンの点検整備	2.0
健康管理	健康診断及び事後措置	0.5
災害事例 及び 関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) チェーンソーを用いて行う業務に係る労働安全衛生関係法令	2.0
計		8.0

2 実技講習（令和2年12月4日（金） 9時から17時30分まで）

科 目	内 容	時間
チェーンソーの操作	基本操作、応用操作	2.0
伐木の方法	(1) 大径木及び偏心木等の伐採技術 (2) かかり木処理技術	4.0
チェーンソーの点検及び整備	(1) チェーンソーの点検及び整備方法 (2) ソーチェーンの目立て方法	2.0
計		8.0

【認定試験の内容】

1 学科試験（令和2年12月8日（火） 10時から）

考 査 内 容
(1) 大径木等の伐木作業に関する知識 (2) 間伐作業に関する知識 (3) 丸太柵工に関する知識 (4) チェーンソーに関する知識 (5) 振動障害に関する知識 (6) 関係法令に関する知識 (7) その他林業に関する知識

2 実技試験（令和2年12月14日（月） 10時から）

考 査 内 容
大径木の伐採技術（チェーンソーによる伐採）